

# 監督保証金の納付の特定受任行為の代理等の対象からの除外

## 現行制度の概要

**司法書士等の特定業務**；各士業者の業法に定める業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの

**特定受任行為の代理等**；顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）  
についての代理又は代行

宅地又は建物の売買に関する行為又は手続／会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続／  
現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

犯収令第8条第1項各号に規定する行為又は手続…マネロンリスクが低い

1号

租税の納付

2号

罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

3号・4号

(略)

- 制度の目的；被告人の裁判及び刑の執行の確保、被告人の逃亡の意欲の低下
- 運用；裁判所に直接金銭等を納付

## 本改正案に関連する改正刑訴法の内容

保釈等をされている被告人の監督者制度の創設

裁判所が保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において必要と認めるときは、  
適当と認める者をその同意を得て監督者として選任、当該監督者に対して監督保証金額を設定

## 本改正案の内容

監督保証金の納付；保釈に係る保証金の納付と同様にマネロンリスクが低い

⇒ **犯収令第8条第1項第2号を改正し、特定受任行為の代理等の対象となる行為又は手続から除かれるよう規定**